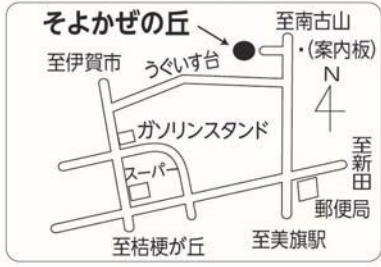


「農」に挑戦したい人など 市民農園で野菜を育てませんか?

場所 南古山「そよかぜの丘」
区画面積/料金(年間)
33㎡~50㎡/4,800円~7,200円(年間)
※区画の場所、面積で料金が異なります。
◎利用を希望する場合は、問合先へ



農林資源室 ☎ 63-7625

3月3日、銃猟による 有害鳥獣捕獲を実施

名張市猟友会の駆除隊が、銃猟による有害鳥獣(シカ・イノシシ)の捕獲を実施。隊員はオレンジ色の帽子・ベストを着用します。銃器の使用には細心の注意を払いますが、山に入られる際はご注意ください。

実施日時 3月3日(日) 午前9時~午後3時

農林資源室 ☎ 63-7625

令和6年 農作業賃金の協定と 農地の賃借料情報

▼令和6年 農作業賃金の協定基準

協定基準は1枚
10a以上のほ場整備された整形のほ場を目安としています。
実施にあたっては当基準を参考に双方の話し合いにより決定してください。



▼農地の賃借料情報

利用権を設定した令和5年実勢賃借料を集計したもので、農地の賃借料を決める判断材料の参考としてください。



農業委員会事務局 ☎ 63-7665

住民税非課税世帯などが対象 給付金の申請は2月末まで

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金」(7万円)の申請締切は、2月29日(日)までです。対象者は申請をお忘れなく!
◎申請方法など、詳しくは問合先へ



市重点支援給付金担当 ☎ 41-0520

しつこい電話勧誘は法律違反!

はっきりと断った人に何度も電話勧誘をすることは法律違反です。

注文するつもりがない時は、事業者名や連絡先を聞き、はっきり「いいえ」などと断りましょう!



市民相談室 ☎ 63-7416

福祉の職場で働きませんか? 「福祉の就職ガイダンス」開催

福祉の職場や福祉で働く魅力を知ってもらうために開催! 福祉の現場で実際に働く職員からの生の声が聞けます。



日時 3月3日(日) 午後1時~4時

場所 三重県社会福祉会館(津市)

対象 仕事を探している人や福祉職場について知りたい人、大学生、短大生、専門学生、高校生、教職員など

申込 申込フォームに必要事項を入力

◎詳しくは問合先へ



三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター ☎ 059-227-5160

税 軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税

バイクなどの廃車や名義変更は、4月1日までに

課税室 ☎ 63-7746、63-7429

盗難にあった場合や人に譲った場合でも、手続きをしないと課税されます!

4月2日以降に手続きをしても税金の払い戻しはありません。

公道を走らない農耕用車両も軽自動車税(種別割)の対象です!

小型特殊自動車のトラクターやコンバインも軽自動車税(種別割)の対象。ナンバープレート(標識番号)の交付を受けていない場合は、交付(登録)手続きを行ってください。

◎農耕作業用トレーラーはこれまで償却資産として固定資産税の課税対象でしたが、令和2年度から軽自動車税(種別割)の課税対象となりました。

「上下水道事業運営審議会委員」 を募集します

上下水道事業の健全で持続可能な運営を図るため、事業計画や経営状況などについて、幅広く審議していただく審議会委員を募集します。

申込期限 2月29日(日) (必着)

対象 ▼市内在住で令和6年4月1日現在、18歳以上の人 ▼平日昼間に出席できる人(年3回程度) ▼3つ以上の市付属機関の委員などでない人 ※公務員などを除く

募集 2人以内 任期 委嘱日から2年

選考方法 提出いただいた書類により選考(必要に応じて面接を行います)

応募 志望理由などの必要書類(市HPから出力可)を直接または郵送(〒518-0413 下比奈知2820番地)で問合先へ



経営総務室 ☎ 63-4114



▼軽自動車(660cc以下の三輪・四輪)
軽自動車検査協会三重事務所 ☎ 050-3816-1779

▼軽二輪(125cc~250cc以下)、小型二輪(250ccを超えるもの)
中部運輸局三重運輸支局 ☎ 050-5540-2055

詳しくは市HPをご覧ください



低所得の子育て世帯(ひとり親・ひとり親以外)の皆さんへ

「給付金(5万円)」の申請は2月末まで

食費などの物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。申請期限は2月29日(日)まで。詳しくは市HPで

子ども家庭室 ☎ 63-7594

ひとり親世帯

令和5年3月分または4月分の児童扶養手当が支給されておらず、物価高騰の影響で令和5年1月以降の収入が児童扶養手当受給水準に減少した人が対象

※令和5年3月分または4月分の児童扶養手当が支給された人は令和5年5月に支給済み



ひとり親世帯以外

令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金が支給されておらず、物価高騰の影響で令和5年1月以降の収入が非課税相当に減少した人

※令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金が支給された人は令和5年5月に支給済み

